

## 6. 岩出市公共下水道使用料算定の方針

### ○ 使用料算定の対象期間の設定

使用料の算定に当っては、将来の一定期間における事業運営に必要な経費を適性に把握する必要があり、このための基本的な実務として使用料算定期間内の財政計画を策定する必要がある。

財政計画は、単なる将来の収支予測ではなく、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業運営を前提として策定しなければならない。

これらのことから、財政計画期間は、一般的には2年ないし4年程度が適当であるとされておりますが、この期間は「日本下水道協会発行・国土交通省下水道部監修」の下水道使用料の基本的な考え方の中で言われている一応の基準であります。本市においては事業環境、施設建設の進捗度合いなど、本市の実情により設定するものとする。

メモ

### ○ 前回財政計画の見直しの検討

先に示した下水道の財政計画は、下水道事業全体における財政規模を把握するため、公共下水道建設の起債償還完了までの超長期（～72年度）における毎年度の推定を行ったものがあるが、下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、出来るだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたって、その期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなりますので、前回示した財政計画では予想もつかない年月であることから、今後見直しを必要とする。

具体的には、下水道の整備状況、需要量等を勘案しながら、5年ないし10年程度の期間内における収入予測（使用料、一般会計繰入金、国庫補助金、起債等）と支出（資本費及び維持管理費）のバランスをとり、このなかで、特に使用料及び一般会計繰入金の水準を適正に設定することが必要である。

メモ

### ○ 下水道事業の運営コスト削減

下水道事業における市民サービスの提供は、市民に1日でも早く下水道を利用していただくための下水道整備である。

平成20年の一部供用を目指して進められている流域下水道にあわせ、本市の下水道も平成15年度より第1次認可区域、第2次認可区域と年次的に整備をしている。

工事の実施に当っては、公共工事のコスト縮減を意識し、管材の選定についても当初より多くの製品と比較し、塩ビ管より質量が軽く、砕石基礎が可能であるなどの、リブ付硬質塩化ビニール管を採用するなど、限られた予算のなかで効率的な事業を行っている。

・ コスト削減の取り組みは

- (1) 下水道整備及び建設工事のコスト縮減を図りながら整備を行います。
- (2) 適正な受益者負担金・下水道料金に設定し増収を図ります。
- (3) 下水道のPRの徹底を図り、水洗化普及啓発を行い水洗化の向上を図ります。
- (4) 積極的な接続率の向上を図ります。
- (5) 民間委託の推進を検討いたします。
- (6) 事業の効率的な運営及び経費削減において、適正な定員管理に取り組みます。

メモ

## ○ 使用料体系

### 1. 使用料体系の考え方

使用料体系とは、公費及び私費の負担区分に基づき算出された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを経費体系化したものです。

下水道事業における使用料体系の設定の基本的理念は、法第20条第2項（公共下水道管理者は、条例の定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することが出来る）に規定されております。

- 1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 2) 能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであること。
- 3) 定率または定額をもって明確に定められていること。
- 4) 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

即ち、その主旨は、使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること、また、特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをする使用料であってはならないこと、並びに定率または定額をもって明確に定めること、さらには個々の使用者の使用実態に応じて配分される個別原価に基づいて設定されるべきであることを意味する。

これは、第一に、使用料実態の量的及び質的差異に対応した合理的な使用料体系の設定が要請され、前者は排水量に対応した従量使用料体系の採用に、後者は排水の質的側面に着目した水質使用料体系の採用の根拠となる。

第二に、原因者負担の原則を踏まえて、生活排水を中心とした一般排水と、事業活動に伴う排水としての特定排水とに区分することに根拠を与えることとなる。

第三に、大量排水が経費の増加要因となる傾向との関連と、節水形社会の指向という視点とを考え合わせると、累進使用料体系の採用が必要になる。

使用料体系の設定に当たっては、以上の観点を踏まえて市の排水需要の実態、下水道事業の実情等十分検討することが必要である。(排水需要の予測等)

メモ

## 2 使用量対象経費の分解

個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価に基づいて行う必要があります。この場合、使用料対象経費を分解しそれをもとに使用料体系を設定することが合理的であるとしています。

この使用料対象経費の分解というのは、基本使用料、従量使用料、累進使用料等を定める前提となる作業である。

一般的には、使用料対象経費は、需要家費、固定費及び変動費の3種類に分解されます。

- 1) 需要家費とは、下水道使用水量の多寡に係わりなく、主として下水道使用者数に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係経費等がこれにあたる。
- 2) 固定費とは、下水道使用料水量及び使用者数の多寡に係わりなく、下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、資本費、電力料金の基本料金、人件費の基本給がこれに当たる。
- 3) 変動費とは、主として下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費であり、動力費の大部分、薬品等がこれにあたる。

・一般排水と特定排水【業務用（旅館、飲食店、理容、美容、洗濯）、官公署用、会社・工場用】との区分及び浴場などの扱い

### 1) 意義

特定排水とは、企業活動に伴い工場や事業所から下水道に排除される汚水のうち一定量以上のものをいい、一般排水とは、それ以外の全ての汚水をいう。

一般排水と特定排水とに区分を行うことの根拠は、一般排水の場合はナショナル・ミニマム（国家・国民の最低限の基準、公的サービスの水準）としての色彩が強いが、特定排水の場合はそうでないこと及び原因者負担の原則が強く働くことがあることから、使用の実態に応じて一般排水と特定排水の区分をしている公共団体がある。

### 2) 区分の基準

一般排水と特定排水の区分の基準は、基本的には、一般家庭が通常に排出する生活排水の実態、生活関連業種の実情等に留意して決定すべきである。

なお、一般排水と特定排水とを区分するにあたっては、一定量以上の汚水を全て特定排水とし、それ未満の汚水を一般排水とすることも必要である。

メモ

### 3 基本使用料と従量使用料

#### 1) 意義

基本使用料と言いますのは、使用料の有無に係わりなく賦課されるものであり、基本水量が賦与される場合と、そうでない場合がある。

従量使用料とは、使用量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの価格により算定し、賦課されるものである。

使用量に応じて使用料を算定するという従量使用料体系は、法の主旨に照らして合理的なものといえるが、使用量が変わることに対応して使用料収入もかわるので、使用量が少ない場合には、使用量に係わりなく固定的に発生する経費をまかなえないという事態が生じることがある。

これを回避し、経営の安定性を確保するために、従量使用料と基本使用料を併せた方法が多く自治体で採用されている状況である。

また、基本使用料に基本水量を設け、その範囲で定額制をとることが行われている。これは、日常生活の上で最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排出量を考慮し、これにかかる使用料を低く納めるために行われているところもある。

メモ

### 4 累進使用料

累進使用料とは、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のことをいう。

これは、汚水排水量の変動の大きい大口使用者のために施設整備コストがかかっている事に基づくものであるとともに、水利用抑制のインセンティブ（外側からの働きかけ、意欲、刺激等）が働くことから、資源問題、環境問題等の解決に、一般的に寄与するといわれている。

水は限りある資源であり、節水を促す意味からも累進使用料制は必要と考えられるが、累進使用料制を設けるにあたっては、節水型社会への指向を踏まえつつ、水量区画ごとの排水需要への影響など勘案し、本市の実情に対応した適切なものであることが必要となる。

メモ

### 5 水質使用料

水質使用料とは、悪質水の規制及び水質負荷の違いによる処理経費を改修するため、従来、排水の水質濃度に応じて、水質使用料が設定されてきた。（水質の項目は、BOD 生物化学的酸素要求量、SS 浮遊物質等を指します。）平成16年3月の総務省の下水道経営指標・下水道使用料の概要によりますと、公共下水道2,287事業のうち、93事業と僅か

であり、多くの団体は、従量使用料のみとなっている。

水質使用料を採用していくにあたっては、本市の排水の実態及び処理場の処理能力等、施設の適正な維持管理に留意し、必要性を十分検討していくことが必要である。

メモ

#### ○ 汚水排出量の認定と減量制度

- ・ 汚水排出量については、標準下水道条例第16条第2項第1号に「水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。」とあり、水道使用水量を汚水排出量と「みなす」ことが原則とされている。従って、水道水以外の井戸水等については、別途、下水道管理者が認定し、合意した上で、下水道使用料を算定することになる。このいわゆる「みなし規定」については、「下水道法逐条解説」により、「一般的には、水道の使用水量は全て下水道に排除されるものとみなしてよいと考えられる。なぜなら、一般に水道の給水装置から出た水は、容器に治めてその場所から運び出さない限りはそのほとんどが下水道に排除されることになるからである」と肯定されている。

水道使用水量と汚水排出量は完全に一致することはないと思われるが、標準下水道条例において「みなし規定」が採用されているのは、下水道という流入を拒むことが出来ない受身の施設において、合理的かつ経済的にその使用料を算定するためである。

基本的に、水道水以外の井戸水等については減量認定（後述）が必要である。

#### ・ 減量制度

減量制度については、標準下水道条例第16条第2項第3号に「製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した報告書を市長に提出しなければならない。」と規定されている。従って、「みなし規定」を適用すると不合理になる場合には減量制度に基づき、汚水排出量を適正に算出し減量認定することが必要と考えられる。

メモ

#### ○ 減免制度の検討

#### ・ 生活保護制度と下水道使用料

生活保護制度の保護には、8項目の種類がある。その中に、生活扶助があり、困窮のため最低限度の生活を維持することが出来ない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なものとして、生活を保障するとともに、その自立を助長している。（生活保護法）

下水道使用料における減免は、負担の公平の観点からあくまでも例外措置と考えられる。基本的には下水道の使用の事実に基づき、その経費を負担してもらうという姿勢の堅持が必要であり、生活保護制度の日常生活の需要を満たすため、し尿くみ取り料等が含まれていることや、下水道使用料においても負担の公平に留意する必要があることから、当審議会においても検討事項の一つである。

参考 岩出市生活保護対象者 平成18年10月1日現在 159世帯 242名

メモ

参考資料

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
272027	大阪府 岸和田市	185,020	H. 14. 6. 1	*	1 ~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 500 501 ~ 1,000 1,001 ~	670 95 117 159 184 213 217 223	福祉施設 * 1 ~ 100 101 ~ 浴場 1 ~	7,000 110 16	1,700	世帯人数2人まで 4 3~5人まで 8 以降1人当り 1 浴槽1個につき 3 ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
272035	大阪府 豊中市	391,033	H. 16. 4. 1	*	~ 10 11 ~ 20 21 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 500 501 ~ 1,000 1,001 ~	522 77 97 116 143 183 225	浴場 1 ~ 臨時 1 ~	19 225	1,356	市がメーターを設置した場合はその水量 それ以外は個別に認定 ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
272043	大阪府 池田市	89,031	H. 16. 7. 1		~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 40 41 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 500 501 ~ 1,000 1,001 ~	430 55 68 82 98 116 136 157 179	浴場 1m <sup>3</sup> につき	11	1,029	世帯人数5人まで 8 以降1人当り 1 浴槽1個につき 2 ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
272051	大阪府 吹田市	349,265	H. 16. 3. 1		~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 300 301 ~ 1,000 1,001 ~	683 78 96 115 145 174 224	浴場 1m <sup>3</sup> につき 前処理用 1m <sup>3</sup> につき	25 81	1,536	用途、使用状況により個別に認定
272060	大阪府 泉大津市	58,102	H. 16. 4. 1	*	~ 10 11 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 300 301 ~ 500 501 ~ 1,000 1,001 ~ (税抜き)	1,100 100 115 140 165 190 210 220	浴場 1m <sup>3</sup> につき 特定排水 ~ 1,500 1,500 ~	18 165 175	2,205	世帯人数2人まで 4 3~5人まで 8 以降1人当り 1 浴槽1個につき 3 ※営業用などは個別に認定
272078	大阪府 高槻市	337,511	H. 9. 6. 1	*	~ 10 11 ~ 20 21 ~ 50	767 102 169	浴場 1m <sup>3</sup> につき	30	1,876	1世帯当り 10 ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)					
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)				
				51 ~	300									
				301 ~	1,000									
				1,001 ~										
272086	大阪府 貝塚市	32,580	H. 9. 4. 1	*	~	10	591	*	浴場 1m <sup>2</sup> につき	19	1,429	世帯人数4人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	10 2 3	
					11 ~	20	77							
					21 ~	30	92							
					31 ~	50	106							
					51 ~	100	126							
					101 ~	500	155							
					501 ~	1,000	184							
					1,001 ~		194							
272094	大阪府 守口市	149,109	H. 13. 9. 1	*	~	8	664	*	浴場		1,962	使用状況を勘案して認定		
					9 ~	25	108		~	1,500				
					26 ~	50	154		1,501 ~	2,500				
					51 ~	100	193		2,501 ~					
					101 ~	200	239							
					201 ~	500	301							
					501 ~	1,000	340							
					1,001 ~	2,000	379							
					2,001 ~	5,000	403							
					5,001 ~	10,000	418							
					10,001 ~		434							
272108	大阪府 枚方市	331,340	H. 16. 10. 1	*	~	8	763	*	~	300	7,623	2,261	市公害防止条例に定める水量測定 器を使用している場合はその水量。 それ以外は世帯人員、態様などか ら認定する。	
					8 ~	10	114		300 ~	2,000				
					10 ~	20	127		2,000 ~	3,000				
					20 ~	30	163		3,000 ~	5,000				
					30 ~	50	200		5,000 ~	10,000				
					50 ~	100	234		10,000 ~	15,000				
					100 ~	200	267		15,000 ~					
					200 ~	500	284							
					500 ~	1,000	303							
					1,000 ~		321							
272116	大阪府 茨木市	251,437	H. 15. 4. 1	*	基本使用料		383	*	浴場 0でも 1~		383	1,462	世帯人数5人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	5 1 2
					1 ~	10	29							
					11 ~	20	72							
					21 ~	30	91							
					31 ~	50	103							
					51 ~	100	135							
					101 ~	500	147							
					501 ~	1,000	164							
					1,001 ~		183							
272124	大阪府 八尾市	175,849	H. 12. 7. 1	*	~	10	770	*	浴場		1,785	世帯人数4人まで 以降1人当り	10 1	
					11 ~	20	93		~	600				



団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
				21 ~ 30	107	601 ~	26		※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	
				31 ~ 50	135					
				51 ~ 100	154					
				101 ~ 250	172					
				251 ~ 500	193					
				501 ~ 1,000	219					
				1,001 ~	262					
272132	大阪府 泉佐野市	26,559	H. 15. 1. 1	* ~ 10	670	浴場		1,596	世帯人数4人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	20 5
				10 ~ 20	85	1 ~	20			
				20 ~ 30	97					
				30 ~ 50	121					
				50 ~ 100	146					
				100 ~ 500	182					
				500 ~ 1,000	219					
				1,000 ~	243					
				(税抜き)						
272141	大阪府 富田林市	90,930	H. 11. 10. 1	* ~ 8	475	1,000 ~ 1,000	30	1,468	世帯人数3人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	10 2 3
				8 ~ 20	77		35			
				20 ~ 30	89					
				30 ~ 40	106					
				40 ~ 50	124					
				50 ~ 100	142					
				100 ~	160					
272159	大阪府 寝屋川市	246,402	H. 16. 4. 1	* ~ 8	575	浴場		1,931	世帯人数3人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	10 2
				8 ~ 20	113	1 ~	25			
				20 ~ 30	137					
				30 ~ 50	169					
				50 ~ 100	181					
				100 ~ 200	207					
				200 ~ 300	225					
				300 ~ 500	238					
				500 ~ 1,000	249					
				1,000 ~	255					
272167	大阪府 河内長野市	53,717	H. 2. 4. 1	* 基本使用料	350	浴場		1,522	世帯人数3人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	10 2 4
				1 ~ 10	20	* ~ 300	15			
				11 ~ 20	90	300 ~	16			
				21 ~ 30	95					
				31 ~ 40	100					
				41 ~ 50	120					
				51 ~ 100	140					
				101 ~	160					
272175	大阪府 松原市	102,424	S. 60. 4. 11	~ 16	546	1m <sup>3</sup> につき	15	1,614	使用人数4人まで 以降1人当り	8 1
				17 ~	40					

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m³)	使用料 (円)	使用水量 (m³)	使用料 (円)		使用水量 (m³)	使用料 (円)
				41 ~ 60	105				※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	
				61 ~ 100	126					
				101 ~ 200	152					
				201 ~ 1,000	183					
				1,001 ~	210					
272183	大阪府 大東市	111,121	H. 7. 7. 1	*	~ 10	626	浴場		1,570	使用水量が確認できないときは、使 用者の世帯人数、業態、揚水設備 その他使用の態様を考慮して認定
					11 ~ 20	87	~ 1,000	22		
					21 ~ 30	101	1,001 ~ 3,000	25		
					31 ~ 50	121	3,001 ~	28		
					51 ~ 100	155				
					101 ~ 500	184				
					501 ~ 1,000	213				
					1,001 ~ 5,000	242				
					5,001 ~ 10,000	271				
					10,001 ~	300				
272191	大阪府 和泉市	118,926	H. 13. 9. 1	*	~ 20	1,600	浴場		1,785	世帯人数2人まで 4 3~5人まで 8 以降1人当り 1 浴槽1個につき 3  ※動力式揚水設備の場合は別途
					21 ~ 40	90	1㎡につき	20		
					41 ~ 60	100				
					61 ~ 100	110				
					101 ~ 200	130				
					201 ~ 600	150				
					601 ~ 1,000	170				
					1,001 ~ 2,000	195				
					2,001 ~ 10,000	205				
					10,001 ~	215				
272205	大阪府 箕面市	118,926	H. 13. 9. 1	*	~ 16	434	浴場		1,350	世帯人数3人まで 10 以降1人当り 2 浴槽1個につき 4  ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
					8 ~	56	1㎡につき	17		
					10 ~ 20	74	(税抜き)			
					20 ~ 30	89				
					30 ~ 50	105				
					50 ~ 100	123				
					100 ~ 300	144				
					300 ~ 500	169				
					500 ~	197				
					(税抜き) (2ヶ月分)					
272213	大阪府 柏原市	48,089	S. 63. 10. 25	*	~ 8	520	浴場		1,617	世帯人数4人まで 20 以降1人当り 5  ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
					9 ~ 20	85	1 ~	16		
					21 ~ 30	110				
					31 ~ 50	130				
					51 ~ 100	140				
					101 ~ 500	170				

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)			
				使用水量 (m³)	使用料 (円)	使用水量 (m³)	使用料 (円)		使用水量 (m³)	使用料 (円)		
272221	大阪府 羽曳野市	69,390	S. 63. 7. 1	*	501 ~	180	浴場 1 ~	16	1,600			
					~	8						550
					9 ~	10						75
					11 ~	20						90
					21 ~	40						115
					41 ~	100						150
					101 ~	500						185
					501 ~	1,000						210
272230	大阪府 門真市	101,618	H. 7. 12. 1	*	1,001 ~	215	浴場 1m³につき	16	1,701	使用水量が測定可能な場合はその量とし、それ以外は使用者の使用の態様を勘案して認定		
					~	10						670
					11 ~	20						95
					21 ~	30						115
					31 ~	50						135
					51 ~	100						155
					101 ~	500						175
					501 ~	1,000						195
272248	大阪府 摂津市	67,311	H. 16. 4. 1	*	1,001 ~	215	浴場 1 ~	27	2,058	世帯人数3人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	10 2	
				*	~	8						798
					9 ~	10						997
					11 ~	20						106
					21 ~	30						132
					31 ~	50						152
					51 ~	100						186
					101 ~	500						204
272256	大阪府 高石市	31,422	H. 14. 4. 1	*	501 ~	211	浴場 1m³につき	18	1,680	世帯人数2人まで 3~5人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※動力式揚水設備の場合は別途	4 8 1 3	
					1,001 ~	257						800
					~	10						80
					11 ~	30						95
					31 ~	50						120
					51 ~	100						145
					101 ~	300						170
					301 ~	500						190
272264	大阪府 藤井寺市	38,849	H. 9. 6. 1	*	501 ~	190	浴場 1 ~	16	1,669	世帯人数3人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	10 2 4	
					1,001 ~	200						1,420
					~	20						88
					21 ~	40						107
					41 ~	60						127
	61 ~	100	156									
	101 ~	200										

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
				201 ~ 1,000	185					
				1,001 ~	209					
				(税抜き) (2ヶ月分)						
272272	大阪府 東大阪市	459,929	H. 16. 10. 1	*	~ 14	1,148	浴場		1,992	使用人数4人まで 8 以降1人当り 1
					15 ~ 30	88	1 ~			
					31 ~ 40	124	(税抜き)			
					41 ~ 60	153	(2ヶ月分)			
					61 ~ 100	184				
					101 ~ 200	221				
					201 ~ 1,000	255				
					1,001 ~ 2,000	279				
					2,001 ~	312				
					(税抜き) (2ヶ月分)					
272281	大阪府 泉南市	31,345	H. 15. 10. 1	*	~ 6	360	浴場		1,701	世帯人数4人まで 20 以降1人当り 5
					7 ~ 20	90	1 ~			
					21 ~ 30	108				
					31 ~ 50	126				
					51 ~ 100	144				
					101 ~ 200	168				
					201 ~ 500	192				
					501 ~ 1,000	216				
					1,000 ~	239				
					(税抜き)					
					(1円未満切り捨て)					
272299	大阪府 四條畷市	56,295	H. 12. 10. 1	*	~ 5	470	浴場		1,785	世帯人数4人まで 10 以降1人当り 2
				*	~ 10	700	1m <sup>3</sup> につき			
					10 ~ 15	90	(税抜き)			
					15 ~ 25	110	(1円未満切り捨て)			
					25 ~ 50	130				
					50 ~ 100	170				
					100 ~ 500	210				
					500 ~ 1,000	260				
					1,000 ~	310				
					(税抜き)					
					(1円未満切り捨て)					
272302	大阪府 交野市	72,712	H. 13. 7. 1	*	~ 8	710	浴場		2,010	世帯人数4人まで 6 以降1人当り 3
					9 ~ 10	100	* ~ 200			
					11 ~ 20	110				
					21 ~ 30	140	201 ~	4,000		
					31 ~ 50	190		12		
					51 ~ 100	290				
					101 ~ 200	310				
					201 ~	320				

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)		
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	
272311	大阪府 大阪狭山市	57,731	H. 16. 10. 1	*	~ 10 10 ~ 20 20 ~ 30 30 ~ 50 50 ~ 100 100 ~ 1,000 1,000 ~ (税抜き)	700 89 106 125 143 185 214			1,669		
272329	大阪府 阪南市	19,391	H. 15. 4. 1	*	~ 8 9 ~ 10 11 ~ 15 16 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 200 201 ~ 500 501 ~ 1,000 1,001 ~	550 50 86 96 105 115 134 153 172 191 210	1m <sup>3</sup> につき	22	1,638	世帯人数4人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	
273015	大阪府 島本町	25,583	H. 1. 4. 1		~ 8 9 ~ 30 31 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 300 300 ~	520 90 110 130 160 190	浴場 1m <sup>3</sup> につき	1	20	1,600	1世帯当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
273210	大阪府 豊能町	22,497	H. 12. 4. 1	*	~ 8 8 ~ 20 20 ~ 30 30 ~ 40 40 ~ 50 50 ~ 60 60 ~ 80 80 ~ 100 100 ~ (税抜き)	700 34 46 58 81 105 129 153 177			1,163	世帯人数4人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	
273228	大阪府 能勢町	1,920	H. 12. 12. 28	*	~ 10 11 ~ 20 21 ~ 30 31 ~ 40 41 ~ 50 51 ~ 100 101 ~	1,000 120 140 160 180 200 220			2,200	世帯人数1人当り	
273414	大阪府 忠岡町	17,120	S. 62. 4. 1	*	~ 8	480	浴場			1,440	

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
				9 ~ 20	80	1 ~	21		※ 未調査	
				21 ~ 30	90					
				31 ~ 50	110					
				51 ~ 100	130					
				101 ~ 500	160					
				501 ~ 1,000	190					
				1,001 ~	210					
273619	大阪府 熊取町	25,167	H. 17. 1. 1	* ~ 8	567			1,660	世帯人数4人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	20 5
				9 ~ 10	75					
				11 ~ 20	87					
				21 ~ 30	98					
				31 ~ 40	110					
				41 ~ 60	127					
				61 ~ 100	163					
				101 ~ 500	198					
				501 ~ 1,000	233					
				1,001 ~	269					
273627	大阪府 田尻町	7,149	H. 4. 10. 1	* ~ 8	450			1,170	※ 未調査	
				9 ~ 20	60					
				21 ~ 30	70					
				31 ~ 50	80					
				51 ~ 100	100					
				101 ~ 500	120					
				501 ~ 1,000	150					
				1,001 ~	190					
273660	大阪府 岬町	10,275	H. 16. 4. 1	* ~ 6	360	浴場		1,650	※ 未調査	
				~ 10	80	1 ~ 200	23			
				11 ~ 20	90	201 ~ (税抜き)	24			
				21 ~ 30	100					
				31 ~ 40	110					
				41 ~ 50	120					
				51 ~ 70	140					
				71 ~ 100	160					
				101 ~ 200	180					
				201 ~ 500	200					
				501 ~ 1,000	240					
				1,001 ~	280					
273813	大阪府 太子町	13,484	H. 5. 4. 1	* 基本使用料	180			1,580	世帯人数4人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	20 5
				1 ~ 10	65					
				11 ~ 20	75					
				21 ~ 30	85					
				31 ~ 40	95					
				41 ~ 50	110					

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m³)	使用料 (円)	使用水量 (m³)	使用料 (円)		使用水量 (m³)	使用料 (円)
				51 ~ 100	125					
				101 ~ 150	145					
				151 ~ 500	165					
				501 ~ 1,000	195					
				1,001 ~	210					
273821	大阪府 河南町	11,159	H. 5. 6. 17	* 基本使用料	260			1,660	世帯人数3人まで 以降1人当り ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算	18 4
				1 ~ 10	65					
				11 ~ 20	75					
				21 ~ 30	85					
				31 ~ 40	95					
				41 ~ 50	115					
				51 ~ 100	135					
				101 ~ 150	155					
				151 ~	175					
				(税抜き)						
273830	大阪府 千早赤阪村	4,612	H. 8. 3. 29	* 基本使用料	300			2,100	世帯人数1人当り	8
				1 ~ 10	80					
				11 ~ 20	100					
				21 ~ 30	120					
				31 ~ 40	140					
				41 ~ 50	160					
				51 ~ 100	180					
				101 ~ 200	200					
				201 ~	220					
273829	大阪府 泉北環境整	28,988	H. 14. 4. 1	* ~ 10	800	浴場 1㎡につき	18	1,680	世帯人数2人まで 3~5人まで 以降1人当り 浴槽1個につき ※動力式揚水設備の場合は別途	4 8 1 3
				11 ~ 30	80					
				31 ~ 50	95					
				51 ~ 100	120					
				101 ~ 300	145					
				301 ~ 500	170					
				501 ~ 1,000	190					
				1,001 ~	200					
292010	奈良県 奈良市	318,755	H. 9. 4. 1	一般家庭 1㎡につき (税抜き)	82	浴場 工場・事業所 1 ~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	45 82 118 150	1,722	水の使用又は排水の態様を勘案し、 個別に認定	
292028	奈良県 大和高田市	33,108	H. 14. 4. 1	~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	120 180 240	浴場 1 ~ (税抜き) (2ヶ月分)	70	2,520	世帯人数1人当り ※揚水装置を利用する場合は別途 ※個別メーター使用時はその量	2

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
292036	奈良県 大和郡山	75,671	H. 9. 4. 1	(2ヶ月分)						
				一般排水		中間排水		1,391	世帯人数1人当り	5
				* ~ 10	635	301 ~ 750	130		※揚水装置を利用する場合は別途	
				11 ~ 20	69	特定排水			※個別メーター使用時はその量	
				21 ~ 50	76	751 ~	175		※水道・井戸併用の場合は上記の	
				51 ~ 100	83	浴場			半分に水道使用水量を加算	
				101 ~ 300	89	1m <sup>3</sup> につき	42			
				(税抜き)		(税抜き)				
292044	奈良県 天理市	49,514	H. 15. 9. 1	* 1m <sup>3</sup> につき	100	浴場		1,785	世帯人数1人当り	2
				(税抜き)		1 ~	53		※揚水装置を利用する場合は別途	
						事業所				
						1 ~ 300	100			
						301 ~ 750	154			
						751 ~	225			
						(税抜き)				
292052	奈良県 橿原市	75,018	H. 13. 7. 1	一般排水		浴場		2,520	世帯人数1人当り	5
				1m <sup>3</sup> につき	120	1m <sup>3</sup> につき	58		※個別メーター使用時はその量	
						中間排水				
						1m <sup>3</sup> につき	170			
						特定排水				
						1m <sup>3</sup> につき	220			
292061	奈良県 桜井市	34,408	H. 9. 5. 1	水道		浴場		2,100	※ 未調査	
				一般排水	100	1m <sup>3</sup> につき	60			
				~ 300		(税抜き)				
				中間排水	150					
				300 ~ 750						
				特定排水	200					
				750 ~						
				(税抜き)						
				(2ヶ月分)						
292079	奈良県 五條市	18,929	H. 3. 4. 17	~ 300	100	浴場		2,100	世帯人数1人当り	7
				300 ~ 750	150	1m <sup>3</sup> につき	50		※揚水装置を利用する場合は別途	
				750 ~	200	(税抜き)				
				(税抜き)						
292087	奈良県 御所市	11,192	H. 9. 4. 1	~ 300	110	浴場		2,310	世帯人数1人当り	5
				300 ~ 750	160	1m <sup>3</sup> につき	90		※揚水装置を利用する場合は別途	
				750 ~	210					
292095	奈良県 生駒市	51,488	S. 59. 4. 1	1m <sup>3</sup> につき	94	浴場		1,974	世帯人数1人当り	5
				(税抜き)		1m <sup>3</sup> につき	47		※水道・井戸併用の場合は上記の	
						(税抜き)			半分に水道使用水量を加算	
						特定排水				
						1m <sup>3</sup> につき	224			
						(税抜き)				



団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
292109	奈良県 香芝市	36,349	H. 4. 4. 1	1m <sup>3</sup> につき	85	浴場 1 ~ 事業所 1 ~ 300 301 ~ 750 751 ~	50 85 150 190	1,785	使用水量が測定可能な場合はその量とし、それ以外は使用者の使用の態様を勘案して認定	
292117	奈良県 葛城市	23,754	H. 16. 10. 1	300 301 ~ 750 751 (税抜き)	80 160 220 0			1,680	世帯人数1人当り 5 ※揚水装置を利用する場合は別途	
293431	奈良県 三郷町	8,158	H. 1. 7. 1	1m <sup>3</sup> につき	105	特定排水 1 ~	168	2,100	世帯人数1人当り 2 揚水装置を利用する場 7 市町が個別に認定する	
293458	奈良県 安堵町	2,572	H. 16. 10. 1	1立方メートルにつき	126 0	浴場 1立方メートルにつき	63	2,520	市町が個別に認定する	
293610	奈良県 川西町	5,245	H. 9. 4. 1	一般排水 ~ 300 中間排水 300 ~ 750 特定排水 750 ~ (税抜き)	81 133 170	浴場 1m <sup>3</sup> につき (税抜き)	56	1,700	※ 未調査	
293628	奈良県 三宅町	5,068	H. 9. 4. 1	1 ~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	81 129 169	浴場 1m <sup>3</sup> につき (税抜き)	56	1,700	使用実態を調査の上、汚水量を町で認定	
293636	奈良県 田原本町	22,076	H. 9. 4. 1	1 ~ 300 301 ~ 750 751 ~	85 135 175	浴場 公共・公益関連	40 85	1,780	世帯人数1人当り 5 ※揚水装置を利用する場合は別途	
293814	奈良県 大宇陀町	5,041	H. 3. 4. 1	* ~ 8 9 ~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	1,000 100 130 155			2,310	世帯人数5人まで1人当り 7 6人以降1人当り 5 ※H18.1.1菟田野町、榛原町と合併	
293822	奈良県 菟田野町	2,735	H. 1. 7. 1	* ~ 10 11 ~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	1,200 100 130 155	浴場 * ~ 10 11 ~ (税抜き)	1,200 50	2,310	同上 ※H18.1.1大宇陀町、榛原町と合併	
293831	奈良県 榛原町	13,765	H. 1. 4. 1	* ~ 10 11 ~ 300 事業所排水 中間排水 300 ~ 750	1,200 100 130	浴場 一般家庭の1/2につき (税抜き)	50	2,310	同上 ※H18.1.1大宇陀町、菟田野町と合併	

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m³)	使用料 (円)	使用水量 (m³)	使用料 (円)		使用水量 (m³)	使用料 (円)
				特定排水 750 ~ (税抜き)	155					
294012	奈良県 高取町	1,077	H. 11. 3. 19	一般排水 1 ~ 300 中間排水 300 ~ 750 特定排水 750 ~ (税抜き)	100 170 220	浴場 1 ~ (税抜き)	80	2,100	※ 未調査	
294021	奈良県 明日香村	4,128	H. 4. 4. 1	1 ~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	120 70 220	浴場 1㎡につき (税抜き)	80	2,520	世帯人数1人当たり	7
294241	奈良県 上牧町	21,270	H. 15. 4. 1	~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	97 158 190	浴場 1㎡につき (税抜き)	64	2,030	※ 未調査	
294250	奈良県 王寺町	18,796	H. 5. 3. 15	* 1 ~ 10 11 ~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	800 100 130 155	浴場 一般家庭の1/2 (税抜き)	50	1,890	世帯人数1人当たり	7
294268	奈良県 広陵町	25,716	H. 12. 4. 1	* ~ 10 10 ~ 20 20 ~ 40 40 ~ 300 300 ~ 750 750 ~ (税抜き)	700 80 90 100 125 150			1,575	人員、業態その他の事実を考慮して町長が認定	
294276	奈良県 河合町	16,169	H. 8. 3. 26	~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	80 137 169	浴場 1 ~ (税抜き)	60	1,680	世帯人数1人当たり ※揚水装置を利用する場合は別途	5
294411	奈良県 吉野町	2,594	H. 7. 4. 1	~ 300 301 ~ 750 751 ~ (税抜き)	100 150 200	浴場 1㎡につき (税抜き)	50	2,100	※ 未調査	
294420	奈良県 大淀町	8,148	H. 9. 10. 1	一般排水 1 ~ 300 中間排水 300 ~ 750	100 150	浴場 1㎡につき (税抜き)	56	2,100	世帯人数1人当たり ※個別メーター使用時はその量	5

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
				特定排水 750 ~ (税抜き)	200					
294438	奈良県 下市町	1,556	H. 10. 12. 24	一般排水 1 ~ 300 中間排水 300 ~ 750 特定排水 750 ~	120 170 220	浴場 1m <sup>3</sup> につき	56	2,400		※ 未調査
302015	和歌山県 和歌山市	103,465	H. 15. 4. 1	* ~ ~ 10 ~ 30 30 ~ 100 100 ~ 500 500 ~	10 120 155 170 190	浴場 1m <sup>3</sup> につき	10	2,205	10 2	世帯人数5人まで 以降1人増える毎に ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算
302031	和歌山県 橋本市	8,658	H. 12. 4. 1	* 水道のみ ~ ~ 10 ~ 115 井戸のみ 1人当たり7m <sup>3</sup> とする。 水道・井戸併用 * ~ ~ 10 ~ 2,357 10 ~ 115	1,150 115 2,357 115			2,300	7	井戸水を家事のみに使用する場合 世帯員1人当り ※水道と同等の計量装置が設けら れている場合はその水量 ※水道・井戸併用の場合は上記の 半分に水道使用水量を加算 ※算定量が10m <sup>3</sup> 未満の場合は10m <sup>3</sup>
303411	和歌山県 かつらぎ町	5,453	H. 12. 3. 23	* ~ ~ 10 ~ 130	1,300 130			2,600		※水量の認定は橋本市と同様
303429	和歌山県 高野口町	7,729	H. 12. 3. 31	* ~ ~ 10 ~ 130	1,300 130			2,600		※H18.4橋本市と合併
303437	和歌山県 九度山町	2,382	H. 13. 4. 1	* ~ ~ 10 ~ 130	1,300 130			2,600		※水量の認定は橋本市と同様
303445	和歌山県 高野町	3,090	H. 15. 4. 1	1m <sup>3</sup> につき	110	営業 1 ~ 特殊営業 別に町長が定める	120	2,200		※調査中
303895	和歌山県 南部町	0	#N/A	~ ~ 10 ~ 30 30 ~ 50 50 ~ 100 100 ~ 200 200 ~ 189	1,260 137 147 158 168 189			2,625		※ H16.10.1に南部川町と合併して みなべ町に
304018	和歌山県 白浜町	3,252	H. 6. 4. 1	* ~ ~ 11 ~ 50 51 ~ 100 101 ~ 300 301 ~ 1,000	920 92 111 131 150			1,932		※ 調査中

団体コード	団体名	処理区域 内人口 (人)	現行使用料 施行年月日	一般使用料		その他使用料		家庭用使用 料(20m3/ (円)	井戸水使用料(家庭系)	
				使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)		使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
				1,001 ~ (税抜き)	169					
304221	和歌山県 太地町	2,044	H. 12. 4. 1	1m <sup>3</sup> につき	90			1,890	※ 調査中	
303917	和歌山県 みなべ町	3,285	H. 16. 10. 1	* 10m3まで 10m3を超え30m3まで 30m3を超え50m3まで 50m3を超え100m3まで 100m3を超え200m3まで 200m3を超える分	1,260 137 147 158 168 189			2,625	※ 調査中 家族1人の場合 7 2人の場合 13 3人の場合 17 4人の場合 21 5人の場合 25 ※水量計を付ける場合はその水量	
362018	徳島県 徳島市	72,650	H. 14. 4. 1	* ~ 10 ~ 20 ~ 30 ~ 400 ~	10 70 90 115 135	浴場 * ~ 10 ~ 20 ~ 30 ~ 400 ~	550 550 70 90 16 17	1,459	世帯人数2人まで 8 以降1人当たり 4	
363821	徳島県 日和佐町	958	H. 16. 12. 28	* ~ 7 ~ 30 ~ 50 ~	7 120 140 150			2,478		
364410	徳島県 鴨島町	0	#N/A	* ~ 10 ~	840 100	浴場等 * ~ 超過1m <sup>3</sup> につき	100 3,150 15	1,890	※H18.3.31由岐町と合併して美波町に 使用の態様を勘案して市長が認定 ※H16.10.1合併により吉野川市に	